



# 鳥取県公報

平成 21 年 1 月 30 日 (金)  
号外第 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **選管規則** 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての  
県費負担に関する規則の一部を改正する規則 (1) . . . . . 2

## 選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 1 月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

### 鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則（平成 6 年鳥取県選挙管理委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（確認申請等）</p> <p>第 3 条 条例第 2 条第 4 項に規定する候補者（前条の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、条例第 5 条第 2 号イ、第 9 条又は第 12 条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し自動車燃料代確認申請書（様式第 4 号）、ピラ作成枚数確認申請書（様式第 5 号）又はポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（証明書の提出）</p> <p>第 5 条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（様式第 10 号）、ピラ作成証明書（様式第 11 号）又はポスター作成証明書（様式第 12 号）（以下「証明書」という。）を、<u>使用又は作成の実績に基づき作成し</u>、条例第 4 条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ピラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p><u>2 候補者は、前項の規定により契約業者等に証明書を提出するときは、当該証明書に、次の各号に掲げ</u></p>	<p>（確認申請等）</p> <p>第 3 条 条例第 2 条第 3 項に規定する候補者（前条の届出をした者に限る。以下「候補者」という。）は、条例第 5 条第 2 号イ、第 9 条又は第 12 条の規定による確認を受けようとする場合には、委員会に対し自動車燃料代確認申請書（様式第 4 号）、ピラ作成枚数確認申請書（様式第 5 号）又はポスター作成枚数確認申請書（様式第 6 号）を提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（証明書の提出）</p> <p>第 5 条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（様式第 10 号）、ピラ作成証明書（様式第 11 号）又はポスター作成証明書（様式第 12 号）（以下「証明書」という。）を、条例第 4 条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ピラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p>

<p>る場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>燃料供給業者に前項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するとき 燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写し</u></p> <p>(2) <u>ピラ作成業者又はポスター作成業者に前項のピラ作成証明書又はポスター作成証明書を提出するとき 納品書その他のピラ又はポスターを作成した実績を証する書類（ピラ作成業者名又はポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写し</u></p> <p>（請求書の提出）</p> <p>第6条 契約業者等は、条例第5条、第9条又は第12条の規定による請求をしようとする場合には、請求書（様式第13号）に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>燃料供給業者 証明書、確認書及び前条第2項第1号に規定する書面の写し</u></p> <p>(2) <u>ピラ作成業者又はポスター作成業者 証明書、確認書及び前条第2項第2号に規定する書類の写し</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者以外の者 証明書</u></p>	<p>（請求書の提出）</p> <p>第6条 契約業者等は、条例第5条、第9条又は第12条の規定による請求をしようとする場合には、請求書（様式第13号）に<u>証明書（燃料供給業者、ピラ作成業者又はポスター作成業者にあつては、当該証明書のほかに確認書）</u>を添えて、知事に提出しなければならない。</p>
---	--

第2条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車使用契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ，

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
					円	
運転手の雇用					円	
					円	
燃 料 代					円	
					円	

注 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

自 動 車 燃 料 代 確 認 申 請 書

次の自動車燃料代につき、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 様

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ，

## 記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a) + (b)	円	円
備 考		

- 注 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について県費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第3条関係）

確認番号 自動車燃料代確認書

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第5条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 氏 名 印

## 記

- 1 年 月 日執行 選挙（選挙区）
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認金額 円

- 注 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、県に支払を請求する場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、県費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第5条関係）

その 1

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ，

記

運送等契約区分 （該当する方の番号に をしてください。）		1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号	運 送 等 年 月 日	運 送 等 金 額	備 考
		円	
		円	

注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2 運送事業者等が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、県に支払を請求することはできません。

4 県費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との

運送契約による場合

円

(2) (1) 以外の場合

円

5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。

7 5 の場合における候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合における候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、県に支払を請求することはできません。

その 2

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区 )

候補者 氏 名 ,

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	当該自動車の走行距離計に表示された走行距離
		0	円	km
		0	円	km

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 4 「当該自動車の走行距離計に表示された走行距離」欄には、燃料の供給を受けた時点において当該自動車の走行距離計（当該自動車の総走行距離を積算するものに限る。）に表示されている走行距離のキロ数を記載してください。
- 5 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- 6 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、県に支払を請求することはできません。
- 7 県費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

その3

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙 ( 選挙区 )

候補者 氏 名 ,

記

運転手の氏名及び住所		
雇 用 年 月 日	報 酬 の 額	備 考

	円
	円

- 注 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、県に支払を請求することはできません。
- 4 県費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 円までです。
- 5 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、県費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、県に支払を請求することはできません。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号（第 5 条関係）

ピ ラ 作 成 証 明 書

次のとおりピラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者 氏 名 ，

記

ピラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

- 注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ピラ作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のピラを作成した実績を証する書類（ピラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 ピラ作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、県に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて県費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく県費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数
- 枚
- (2) 限度額



ア 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

$$\text{円} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

イ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価...} \quad \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

$$\text{単価} \times \text{当該作成枚数} = \text{限度額}$$

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第5条関係）

ポ ス タ ー 作 成 証 明 書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

候補者 氏 名 ，

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数	

注 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類（ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。以下「納品書等」という。）の写しを添付のうえ、候補者からポスター作成業者に提出してください。

2 ポスター作成業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び納品書等の写しを請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて県費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく県費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

$$\text{当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数} \times 2 \text{ 枚}$$

(2) 限度額

ア 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価...} \quad \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$

イ 当該選挙区（当該選挙が行われる区域）におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価...} \quad \begin{array}{l} 1 \text{ 銭未満の端数} \\ \text{は切上げ} \end{array}$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

様式第13号を次のように改める。

様式第13号（第 6 条関係）

その 1

請 求 書

（選挙運動用自動車の使用）

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第 5 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）
- 4 候補者の氏名

振込先 金融機関名  
本・支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名

- 注 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第 7 号）第13条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
  - 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

（別紙 1）

請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
年 月 日	円 台 円	円 台 円	円	

	( ) × ( ) =	× ( ) =	
計			円

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙 2)

請求内訳書(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	

年 月 日	円 台 円 ( ) × ( ) =	円 台 円 × ( ) =	円	
計			円	

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日		円 0 円 ( ) × ( ) =			

年 月 日		円 0 円 ( ) × ( ) =			
計		円	円	円	

注 1 (イ)の「計」欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

2 「請求金額」欄には、(ア)の「計」欄又は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
年 月 日	円	円	円	

年 月 日	円	円	円	
-------	---	---	---	--

計		円
---	--	---

注 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請 求 書  
(ビラの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙
- 4 候補者の氏名

振込先 金融機関名  
本・支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名

- 注 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書、ビラ作成証明書及び納品書その他のビラを作成した実績を証する書類（ビラ作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。）の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
A	B	A × B = C	D	E	D × E = F	G	H	G × H = I	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- 注 1 D欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
円
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
円 +  $\frac{\text{円} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}}$  ... 1銭未満の端数は切上げ
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その3

請 求 書  
(ポスターの作成)

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例第12条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

氏名又は名称及び住所並びに法人  
にあつては代表者の氏名

記

- 1 請求金額 円
- 2 内訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行 選挙( 選挙区)
- 4 候補者の氏名

振込先 金融機関名  
本・支店名  
預金種別  
口座番号  
口座名

- 注 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書、ポスター作成証明書及び納品書その他のポスターを作成した実績を証する書類(ポスター作成業者名、納品年月日、納品枚数及び作成金額が記載されたものに限る。)の写しとともに、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

選挙区(選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	単価	枚数	金額	
	A	B	A × B = C	D	E	D × E = F	G	H	G × H = I	
	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

- 注 1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。
- (1) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500以下の場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

(2) 当該選挙区(当該選挙が行われる区域)におけるポスター掲示場数が500を超える場合

$$\frac{\text{円} + \text{円} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \dots 1 \text{ 銭未満の端数は切上げ}$$

- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。